

入会の手続きと会費等

1 入会資格

- 正会員：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、宮崎県知事又は宮崎市長の許可を受けて産業廃棄物の処理等を行う者で、この法人の目的に賛同する個人又は法人
- 賛助会員：産業廃棄物排出事業者その他関連業者で、この法人の目的に賛同する個人又は法人

2 会費等

入会金	正会員	50,000円
	賛助会員	30,000円

会費

正会員

収集・運搬業	月額	7,500円	(年額	90,000円)
中間処理業	月額	10,000円	(年額	120,000円)
最終処分業	月額	11,000円	(年額	132,000円)

※ただし、複数の許可を有する会員は、最も高い方の額を適用する。

賛助会員	月額	5,000円	(年額)	60,000円)
------	----	--------	------	----------

3 入会手続き

「入会申込書」に所定事項をご記入の上、正会員にあつては、産廃処理業の許可証の全ての写し（コピー）を添えて各支部の事務局までご提出（郵送可）ください、なお、会社の業務内容等を紹介したパンフレット等があれば、併せてお送りください。

理事会の入会承認手続きご、事務局より入会承認の連絡と入会金、年会費の請求をさせていただきます。

4 入会のメリット

- ・ 環境関連法令・制度等に関する**最新情報を提供**します。
- ・ 法律、政省令改正等に関する**講習会等に参加**できます。
- ・ 産業廃棄物の**適正処理に関する業務相談**ができます。
- ・ 協会**機関誌「おおよど」を無料で配布**します。
- ・ 先進処理施設等の**視察・見学会への参加機会を提供**します。

- ・ 排出事業者から処理業者紹介依頼があった場合は、**会員企業を優先的に紹介**します。
- ・ 産業廃棄物**処理業の許可更新の期限を事前に通知**します。
- ・ 会員間の**交流、情報交換の場**を提供します。
- ・ 「環境フェスタ」や「適正処理パネル展」等を通じて**会員にPRの場**を提供します。
- ・ 各支部、各部会活動において、**会員相互の研鑽と交流により企業活動の場が拡大**します。
- ・ **会員の意向、要望等を行政機関に伝達し、意見交換を通じて、改善**を図ります。
- ・ 宮崎県知事と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を結んでおり、**会員で建設業を兼業している方は、経審や入札に際して加対象**となる場合があります。協会が行っている**地域貢献活動**についても、**加対象として評価**されます。